

様式第1号(第5条関係)

紀宝町長 様

年 月 日

紀宝町地方就職学生支援金交付申請書

紀宝町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名		
	所在地		
面接・試験日	年	月	日
内定日	年	月	日

3 申請內容

□ 交通費

□ 移転費

住居費	円	
引越費用	円	
合計	円	
申請金額	交通費	円
	移転費	円
	合計	円

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）*

別紙1「紀宝町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「紀宝町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、 紀宝町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

5 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- 紀宝町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
- 紀宝町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号別紙2）
- 卒業学年であることが確認できる在学証明書等（学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）されたもの）
- 内定証明書（様式第2号）
- 対象経費の領収書等
- 移住元での住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の領収書等を合わせて提出）、卒業年度の複数付きの公共料金領収書等）
- 日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特定永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- 写真付き身分証明書の写し
- 口座振込依頼書（様式第3号）
- その他、町長が必要と認めるもの

管理コード（三重県及び市町使用欄）

(様式第1号別紙1)

紀宝町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 紀宝町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、紀宝町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、紀宝町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支学生援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 就業から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 本町への転入日から3年未満で転出した場合：全額
 - (6) 本町への転入日から3年以上5年以内に転出した場合：半額

(様式第1号別紙2)

紀宝町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

紀宝町は、紀宝町地方就職学生支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者の情報を確認することがあります。

紀宝町は、紀宝町地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び紀宝町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀宝町条例2号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

紀宝町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び紀宝町は、申請者が暴力団等に関係する者であるかを確認するため、地方就職学生支援金の申請日から5年間、申請者の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。